

2021年8月吉日

滋賀県
知事 三日月 大造 様

滋賀県中小企業家同友会
代表理事 水野 透
代表理事 永井 茂一

〒525-0059 滋賀県草津市野路8丁目13-1
電話 077(561)5333 FAX077(561)5334
E-Mail : jimu@shiga.doyu.jp
URL : <https://shiga.doyu.jp/>

2022年度 滋賀県に対する

中小企業家の要望と提案

□滋賀県中小企業家同友会の概要

創立 1979年1月
代表理事 水野 透（株式会社渡辺工業 代表取締役社長）
代表理事 永井茂一（株式会社ピアライフ 代表取締役）
会員数 594名（2021年4月1日現在）

中小企業家同友会は、経営者の自主的な自助努力による継続的な経営の安定と発展、経営者の資質の向上と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています。

中小企業家同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靭（じん）な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これから経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

1. はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下「滋賀同友会」）は、1979年（昭和54年）設立以来、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を「自主・民主・連帶」の精神で追求し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして運動して参りました。

私たちは、自助努力による経営の安定と、中小企業をとりまく経営環境を改善するために、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、知事、商工観光労働部長、県議会各会派に提出し、その実現を目指して意見交換を重ねて参りました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、「大恐慌以来」とも言われるほど、地域の経済と社会活動に未曾有の規模で極めて深刻な影響を与えており、多くの中小企業が倒産・廃業の危機に追い込まれる切迫した事態となりつつあります。

コロナ禍がはじまって2年が経過し、ワクチンの接種が進められていますが変異株の発生など依然として感染者数の増加に歯止めがかからず、終息するまではなお長期間を要するとも言われています。人流の制約下での経済活動が長期化することを覚悟せざるを得ない状況にあります。

また、アメリカ・中国などの経済活動の回復により、ウッドショックや半導体ショックを中心とする各種部品・資材の高騰が生じ、受注契約残を抱える建設業・製造業では利益を削ってこなしている現状もあります。

コロナ禍の中で多くの中小企業の経営は悪化し、緊急貸付や持続化給付金、雇用調整助成金などの諸施策と、中小企業家の自主的な経営努力もあって製造業を中心に持ち直し傾向ではありますが、社会や経済活動への制約が長引く中で、サービス業を中心に今後も厳しい経営が予想されます。

中小企業経営者の経営意欲を喪失しないよう滋賀県としても地域社会を維持し発展させる政策を大胆に構築し、即実行することが求められています。雇用と地域社会を守り、滋賀県経済崩壊の危機を防ぐためには県内企業の99.8%（34,608社、うち小規模企業は29,578社・全体の85.3%、2016年統計）を占め、雇用の83.3%（284,781人、うち小規模企業は101,389人・全体の30.0%、2016年統計）を担う中小企業の維持・発展が不可決であり、「中小企業憲章」の精神と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の具体化として、また「滋賀県産業振興ビジョン2030」を補完し、真に地域で頑張る中小企業を支援するものとして、下記のような政策の実施を求めるものです。関係各位の早急なご協力、ご支援をお願いします。

2. 2022年度 滋賀県に対する中小企業家の要望と提案

（1）飲食業・宿泊業支援

滋賀県のコロナ禍における飲食業・宿泊業に対する支援は、後手にもしくは隣県に比べ圧倒的にレベルが低いと言わざるを得ません。隣県すべてが緊急事態宣言や蔓延防止策を行

いそれに対して助成金を配布しているのに対して、滋賀県では1回目の緊急事態宣言（2020年5月）以降、支援がありません。

また全国的な自粛ムードのなかで滋賀県でも外食、宴会を自粛する動きが強く隣県と同程度に飲食業は打撃を受けています。特に、結婚式などの祝い事や法事、企業の歓送迎会や親睦会というこれまで飲食・宿泊業を支えていたニーズが喪失し、また新型コロナに対応した生活の習慣化によりニーズが復活する見込みもありません。

※京都府 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 奈良県 奈良市内で時短営業に応じた事業者へ支援金を支給

岐阜県 営業時間短縮の協力要請に伴う「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

石川県 石川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 三重県 三重県時短要請協力金

飲食宿泊業では2、3年はコロナと付き合わなくてはいけないと考えております。まず根底として、売り上げや集客を目的にした「滋賀旅」やGOTOトラベルに関しては、本来ワクチンがいきわたってからスタートすべき施策であったとみています。また「滋賀旅」やGOTOトラベルが終わった後のリバウンドとして、値下げや市場の下落を考えなければなりません。

地域を支える飲食業・宿泊業を守るために必要なことは、売上や利益を上げる事ではなく、支出（出血）を可能な限り抑えることです。

以上の実態をふまえ、次の施策を滋賀県として国に要望することを願います。

一つ目は税金です。現状の法人税・固定資産税の一部免除では焼け石に水であるのが現状です。一番有効な施策は消費税の免除、もしくはコロナ禍（2020年度2021年度）で支払った分の返還。次に固定資産税の全額免除、もしくはコロナ禍（2020年度2021年度）で支払った分の返還など中小企業の支払い額の大きいものに対しての政策をしていただきたい。

二つ目は、地域の雇用・経済を守るために、社会保険の免除もしくはコロナ禍（2020年度2021年度）の下で支払った分の返還です。地域の雇用を守らなくては、地域経済は衰退します。その為にもコロナ禍でダメージが多いサービス関連業に関しては、対策をしていただきたい。

三つ目に、滋賀県は有数の観光地でサービス業多く、これからは大阪万博・福井国体など控えているため、是非とも他県にないようなインパクトと規模の大きく即効性のある助成政策をお願いしたい。

今、税収入を抑えて、のちの収入につながるという事を考え、中小企業とそれが支える地域の事を考えていただきたい。

（2）ITツール及びデジタルトランスフォーメーションに関する専門家の常駐

ITツールやDXについては、作業効率を向上させるためのものであるため、コロナ禍において事業転換（事業再構築）を迫られている多くの中小企業にとって必須となりました。

資源の乏しい中小企業において、これらノウハウを導入するには地域行政のサポートが必要です。しかしながら現行の相談窓口に専門家がない、また派遣された専門家とのミスマッチも多く切羽詰まった状況下でもことがすすんでいないのが現状です。

進歩の早いこの分野において、中小企業が技術を取り入れ事業に組み込むためには、最新の情報提供とサポートが必要です。質の高い指導員の確保が困難であれば副業制度などを活用し、大手 IT 企業や広告会社等の最前線で活躍されている方からのサポートを受けられる状況を作っていただきたい。

(3) 起業・創業、後継者育成

①起業(創業)支援

起業(創業)支援は、充実してきていますが、事業のスケールアップ及び長期的な事業の継続には、雇用が必要になるケースが多くあります。起業者にとって雇用のハードルを越えるためのサポートとして、初めて人を雇用するにあたり、運転資金の中でも人件費に対する融資利率の優遇措置や、補助金などのサポートをお願いしたい。

上記のサポートがあれば、近年、開業率が上がってきた女性起業家の事業において、法人化の促進や雇用を生み出す可能性を高めることにもつながると考えます。

②後継者と起業者のビジネスマッチングなどの機会を増やし、既存事業や第二創業への新たなアイディアの創発への流れを起こしていただきたい。

後継者にとっては、同世代で全責任を負って経営する姿が刺激となり、起業者にとっては、安定した経営基盤のある会社が取引先になれば、事業の継続性につながります。

③事業承継(後継者育成)支援

事業承継・引継ぎ支援センターの活動の中で、後継人材バンク（創業希望者と後継者を探している企業をマッチング）に関しては、その存在を創業支援の現場で紹介されるケースがほとんどなく、起業者に周知されていない現状がある。

ゼロからイチを創り出す、熱い思いの創業者マインドをもつ「起業家タイプ」だけでなく、すでにあるものを生かして新しい価値を創りだす「経営者になりたい人」を発掘するアプローチも、必要なのではないかと考えます。

事業承継には、準備や後継者の育成も含め、承継前後 10 年ほどの時間を要する場合が多いです。また、他者が継げる企業づくり（継ぎたくなる企業づくり）、買い手がつく企業づくりが、企業体质の強化にもなるため、公的機関からも、現経営者への意識づけを早い段階から行っていただき、中小企業の有形・無形の価値ある資産を、未来の発展のために社会として繋いでいける仕組みづくりを推進していただきたい。

(4) 新分野への挑戦、業態変化

滋賀県産業振興ビジョン 2030 では、『「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県、「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県』が掲げられ、種々の支援事業が計画されていることは、滋賀県で事業を営んでいる我々にとって心強いことです。

最近の調査で、2020 年度の県内中小企業への制度融資が大幅（金額ベースで 19 年度比 37 倍）に増えたこと、そして、その要因が新型コロナウイルスによるものであることが報

告されました。のことから推測すると、未だコロナ禍の影響から回復していない、あるいは、コロナ融資の返済が足枷になっているなどの理由で、新たな挑戦に二の足を踏む中小企業は少なくないように考えられます。

2021年版中小企業白書・小規模企業白書においては、「事業承継後に新たな取組にチャレンジする企業が多く、事業承継は企業の成長・発展のためにも重要」「事業環境が複雑化する中では、自社のみならず外部の経営資源を活用することも重要」「中小企業の成長には、海外進出による需要獲得や、環境分野など新たな需要の獲得も重要」「SDGsの取組は持続可能な地域づくりにも関係しており、小規模事業者の持続的な発展にとっても重要」であり、「財務状況を把握し、事業環境の変化に合わせた経営戦略を立てていくことが必要」だと報告されています。

上述のことを踏まえ、いろいろな支援策が、希望する中小企業・小規模企業にとって一層利用しやすい制度になるように、コロナ禍の影響を抱えている企業の財務状況に応じた制度（優遇策等）が必要です。また、新分野への挑戦、業態変化を進める地元中小企業・小規模企業への発注を地方自治体やあらゆる県内企業が増やすことで滋賀県企業の活性化が促進されると考えます。

現在計画されている制度の深化や追加で、滋賀県産業振興ビジョン2030が達成できるのではないかでしょうか。

(5) 地域に若者を残し、元気な滋賀県を創造する施策の推進

①中小企業の社員に対する奨学金返済を支援する制度の創設

学生うち約半数が何らかの形で奨学金を受けています。日本学生支援機構によれば、奨学金を借りた人の借入総額の平均は3,243,000円、毎月の平均返済額は16,880円となっており、13～20年ほどの長い返済期間になっています。京都府や兵庫県では従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を設ける中小企業等に対し、当該企業等の負担額の一部を支援する制度がありますが、滋賀ではなく、県内企業にとっては人材獲得における非常に大きな不利要素となっています。

※京都府 就労・奨学金返済一体型支援事業

※兵庫県 中小企業就業者確保支援事業（兵庫型奨学金返済支援制度）

②厚生労働省が行うユースエール認定の活用

ユースエール認定（若者雇用促進法に基づく認定）制度はホワイト企業認定として非常にハードルが高く（平均時間外労働月20時間以下、平均有給消化率70%以上、離職率が20%以下）この認定企業の情報を発信することは、滋賀県に魅力的な中小企業が多数あることを伝えるために非常に有効なツールになります。

しかし、現状では県の事業で行っている合同企業説明会（しがジョブパーク主催）などでもユースエール認定企業に対する優待枠がないなど、ユースエール認定を取得するメリットに乏しい状況です。滋賀県独自にもっとメリットを付与することによって認定企業を増やし、滋賀県をホワイト企業の街とするようなブランディングが必要と考えま

す。

(6) 多様な人材の就労環境の整備と雇用の促進

①障害者の職場見学や実習、雇用の場を広げるためのマッチングの仕組みを整備いただきたい。

滋賀県障害者プラン 2021 では「企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進」、「中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援体制整備」が施策方針として謳われています。

私たちは障害者をはじめとする働きづらさがある人の職場見学・体験受入賛同企業を募り、ホームページ上で企業情報を公開することを通じて理解促進、体制整備に向けた取り組みをしています。他方、県内の特別支援学校や就労支援施設と企業との連携は「しがしごと応援団」などがありますが、個別の取り組みや既に連携している取り組みの認定であり、多くの企業経営者にはそうした取り組みがあることが見えにくい状態と言えます。加えて、就労支援施設では新型コロナウイルス感染拡大を背景に訪問を伴う実習を断られるケースも多いと聞くところであり ICT の活用も必要と考えます。

そこで、働きたい思いのある障害者と企業とが ICT を介して誰もがいつでもアクセスできるマッチングコンテンツを整備いただきたいと思います。

②法定雇用率の対象とならない規模の企業における障害者雇用の状況を調査し広めていただきたい

滋賀県障害者プラン 2021 では「更なる一般就労の促進と中小企業での障害者就労の状況把握」が課題としてあげられています。

滋賀県では 20 人未満の小規模企業が全体の 85.4% を占め、中小企業は全体の 99.8% を占めています（中小企業白書 2018 年版）。働くことのノーマライゼーション実現の観点から、法定雇用率の如何に関わらず障害者雇用を進めている企業から学ぶべきことは多いと考えます。

法定雇用率の対象とならない小規模企業を含めた障害者雇用の現状調査を行うとともに、優れた実践例を経営者の学びとして広く周知していただきたい。

③障害者、難病患者、若年無業者、外国人、社会的養護児童等、さまざまな理由で働きづらさを感じている人が、企業と支援機関との連携により働く（働き続ける）ための学びの場を設けていただきたい。

中小企業で働きづらさがある人の雇用・定着を推進するためには経営者とその支援機関とが連携した包括的な体制が必要です。中小企業家同友会では社員を「もっとも信頼できるパートナー」として位置付け、人を生かす経営の学びと実践の運動をしていますが、一方で多くの経営者は、働きづらさがある人について学ぶ場が不足しています。

支援機関はそれぞれ障害、若者、医療、外国人などの専門があるところですが、働きづらさがある人の雇用・定着推進という共通の目的達成のためには所轄部署・機関の縦割り

ではなく横串を通す形で企業と支援機関が意見交換し互いに学ぶことが必要です。分野横断的な検討の場を設けていただきたい。

④中小企業から障害者施設への仕事の発注を継続できる評価システムを整備いただきたい。

新型コロナウイルス感染拡大を背景として中小企業を取り巻く景況は悪化しており、これを受けた障害者施設では企業からの下請け作業の発注が減少しています。あるアンケート調査では回答した施設の9割で仕事が減少し、4割の事業所では施設を利用する方の就労機会の提供に影響が出ているとのことです（NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 新型コロナウイルス感染拡大に伴う滋賀県内障害福祉サービス事業所への影響及び対応調査 2020.4.30）。

県では「しが障害者施設応援企業認定制度」にて障害者施設への発注金額に応じて建設工事等入札参加資格における評価項目の加点を行う制度を用意されているところです。地域とともに歩むという観点からは中小企業と福祉施設に差はありません。施設を利用される方が安心・安定して仕事に取り組めるために、地域福祉に積極的に貢献する中小企業を業種・業態の区分なく評価する仕組みを検討いただきたい。

⑤制度の狭間に陥りがちな、がん患者等長期療養者、若年認知症患者等に対する第三の働く場を整備していただきたい。

就労中の方の中には、がん等の疾患により長期療養が必要な方や若年認知症その他進行性の難治疾患の方、障害者手帳は取得していないものの本人が生きづらさ・働きづらさを感じている方がいます。

県では労働局とともに仕事と治療の両立支援、就労支援を実施しているところですが、病気の進行等により企業での就労が困難になってきた方がやりがいを持って仕事をできる場が限られています。

県での取り組み等を受けて一部高齢者介護施設、障害者就労支援施設での受け入れが見られるところです（若年認知症地域ケアモデル事業（仕事の場））。

こうした取り組みをより広く発信するとともに、受け入れ事業所が必要な支援を提供できる体制を整備し、就労中も退職後も自身の力を生かした自分らしい働き方ができるような体制を整備いただきたい。

（7）外国人を企業の人材として生かすために

①外国人労働者の生活環境の整備を、日本語教育、医療の体制整備、子供の教育などを柱として地方公共団体と連携を密にし、外国人材の受入を促進する政府に対しても要請しつつ、具体的に推進していただきたい。とりわけ政府に対しては、在留資格を持つ外国人労働者の配偶者や家族に対する就労制限（週28時間）の緩和や就労ビザの取得要件を緩和することで、安心して働き生活出来る条件整備を行うように要請していただきたい。

- ②外国籍の子供が安心して学べる条件と環境を整備すると共に、既存の外国人学校の施設整備補助や教員配置など人的支援を進めていただきたい。また、卒業生の就労については地域の中小企業とも連携して取り組めるように支援をしていただきたい。
- ③留学生のインターンシップや、新しい奨学金制度の整備（例えば地域の企業と連携して基金を募るなど）、卒業後の就職に対するサポート体制等をすすめていただきたい。
- ④中小企業が社内で独自に行う、外国人労働者や家族の日本語教育や暮らしに関わる研修や福利厚生の取り組みについて、支援制度を設けていただきたい。

（8）県内中小企業の実態調査（可能な限り悉皆）を直ちに実施すること。

コロナ禍の影響で加速する中小企業の倒産・廃業を避けるためには、中小企業の現場がどのような状況になっているかを正しく掴むことから始まります。

政府や県の緊急経済対策によって当面の資金が調達できたとしても、引き続き経済活動は制約され、従前の売上・利益の確保が困難な観光やサービス・飲食関連業界、世界的な生産体制の崩れや販売不振により打撃が広がる輸送機器や建設機器製造業と関連製造事業者、雇用不安による収入減少で消費の低迷が響いてくる建築や内需に依存する業界など、中小企業の状況は厳しい方向に向かってはいるものの、決して一律ではありません。

特に人の移動を前提とする飲食業・観光業におけるダメージはこの2年間で蓄積されており、存続の危機に瀕しているといつても過言ではありません。また、製造業であっても、輸出製品にかかる業種や衛生品や電子機器、通信機器については持ち直しつつあるものの、造船バルブ、繊維など国内消費に関する製造については依然として厳しい状況が続いています。特に持ち直しつつある製造業では海外からの実習生が自由に入国できないなかで人手不足が深刻となり、生産ラインを維持することが困難となっています。それらの現状をいち早くつかみ、これまで以上により細やかな支援策が求められています。

「滋賀県産業振興ビジョン2030」では「変化」や「価値の共創」、「チャレンジ」という言葉が多用されていますが、それらの取り組みが実効性をもつためには、補助金の利用率や各種セミナーの参加率という指標に基づく評価ではなく、やはり実際に経営に取り組んでいる経営者との不断のコミュニケーションが必要であると考えます。

（9）知事がリーダーシップを取り、中小企業を守る、経営者の抱えるあらゆる課題を解決することを目標にした組織を立ち上げ、調査活動で得た情報を分析・施策化して推進する体制をつくること。

実態調査によって得た情報を専門機関や大学の知見も活用して分析し、共通して解決する課題が明確になれば、次の段階として課題解決に向けた施策の推進エンジンが必要になります。

コロナ禍のように経済だけでなく社会活動にまで影響が及んでいる現下の情勢では、従来の「中小企業活性化審議会」のように、金融機関や中小企業経営者、商工観光労働部だけの会議体では施策の立案・推進エンジンには不充分だと考えます。

中小企業を守ることを地域社会全体の課題として位置づけるために、知事がリーダーシ

ップを取って、その事を目標にした新しい組織を立ち上げ、県民上げて取り組んでいくための推進エンジンとすることを提案します。

(10) 「中小企業憲章」と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の理念と精神に基づき、多様な中小企業が主役となり、安定的で活力ある地域社会を創造する成長戦略の推進を政府に要請していただきたい。

政府の成長戦略会議には、「中小企業再編論」（中小企業の低生産性の原因はその規模にあり、規模拡大が見込めない小規模企業は退出すべきとする理論）を展開するメンバーが起用され、中小企業政策として「合併等により中小企業の規模を拡大し、生産性を引き上げていくことは重要である」と、その再編を政府に対して促しています。

私たちは、このコロナ危機にあっても、全力でそれを乗り越え、さらなる発展につなげていくべく、日々奮闘しています。地域や業界を支えていく使命、社員やその家族の生活や生涯設計を保障する使命が私たちにはあるからです。

その使命を果たしていくために、生産性向上は絶対に外すことはできませんが、それが最終目的でもないことは言うまでもありません。ポストコロナの地域社会の再生は、二割の雇用・三割のGDPを担うグローバル企業ではなく、企業数の99.7パーセント、雇用の8割を担う多様性に富んだ中小企業に他なりません。私たちはこうした矜持のもと、地域を担うすべての皆さんと手を携えて、このコロナ禍も乗り越えていきたいと切に願っております。

滋賀県としても、知事が「中小企業憲章」と「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の理念と精神に基づき、生産性だけを物差しとした中小企業の整理淘汰や再編ではなく、多様な中小企業が主役となり、安定的で活力ある地域社会を創造して行く立場を表明され、ポストコロナにおける成長戦略の推進を政府に要請していただきたい。

よい会社・よい経営者・よい経営環境をめざす

滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 滋賀県草津市野路8丁目13-1 KE草津ビル1階

TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail jimu@shiga.doyu.jp

公式ホームページ <https://shiga.doyu.jp/>